

東武鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

改 正	現 行
<p>(前略)</p> <p>(運賃・料金前払の原則)</p> <p>第4条 旅客の運送等の契約の申込をしようとする場合、旅客等は、所定の運賃・料金を現金で提供するものとする。ただし、社で特に必要と認めるときは、後払とすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、定期旅客運賃・団体旅客運賃・貸切旅客運賃ならびに団体旅客および貸切旅客に対する料金については、旅客は、社で特に認めた小切手・郵便為替証書または郵便振替貯金払出証書で支払うことができる。</p>	<p>(前略)</p> <p>(運賃・料金前払の原則)</p> <p>第4条 旅客の運送等の契約の申込をしようとする場合、旅客等は、所定の運賃・料金を現金で提供するものとする。ただし、社で特に必要と認めるときは、後払とすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、定期旅客運賃・団体旅客運賃・貸切旅客運賃ならびに団体旅客および貸切旅客に対する料金については、旅客は、社で特に認めた小切手・郵便為替証書または郵便振替貯金払出証書で支払うことができる。</p> <p>3 第306条に定める乗車券類等購入予約カードを所持する旅客については、前2項の規定にかかわらず、第306条および第306条の3に定めるところによる。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(普通乗車券の発売)</p> <p>第26条 旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号により、片道乗車券・往復乗車券または連続乗車券を発売する。</p> <p>(1) 片道乗車券 旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合、または環状線を一周し、さらにこれをこえる場合を除く。</p> <p>(2) 往復乗車券 往路・復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間・経路が異なるものを除く。</p> <p>(3) 連続乗車券 前各号の乗車券を発売できない連続した区間（その区間が2区間までのものに限る。）を、それぞれ1回乗車（以下「連続乗車」という。）する場合に発売する。</p>	<p>(普通乗車券の発売)</p> <p>第26条 旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号により、片道乗車券・往復乗車券または連続乗車券を発売する。</p> <p>(1) 片道乗車券 旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合、または環状線を一周し、さらにこれをこえる場合を除く。</p> <p>(2) 往復乗車券 往路・復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間・経路が異なるものを除く。</p> <p>(3) 連続乗車券 前各号の乗車券を発売できない連続した区間（その区間が2区間までのものに限る。）を、それぞれ1回乗車（以下「連続乗車」という。）する場合に発売する。</p>

改 正	現 行
<p><u>(普通乗車券の発売方)</u> <u>第26条の2 次の各号に掲げる場合は、前条および第68条の規定により、</u> <u>それぞれ片道乗車券または連続乗車券を発売する。</u> <u>(1) 環状線一周となる経路の場合は、片道乗車券を発売する。</u> <u>(2) 営業キロ程を打ち切って普通旅客運賃を計算する場合は、前条第2</u> <u>号の場合を除き、環状線一周となる駅または折返しとなる駅を着駅お</u> <u>よび発駅とする連続乗車券を発売する。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(旅客運賃・料金計算上のキロ程の計算方) 第68条 旅客運賃・料金を計算する場合に使用するキロ程は、社の線路が同一方向に連続する限り、これを通算する。ただし、普通旅客運賃を計算する場合、その計算経路が環状線1周となるときは、その1周となる駅で、また計算経路の全部または一部が復乗となるときは、折り返しとなる駅で、それぞれキロ程を打切って計算する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(旅客運賃・料金計算上キロ程の計算方) 第68条 旅客運賃・料金を計算する場合に使用するキロ程は、社の線路が同一方向に連続する限り、これを通算する。ただし、普通旅客運賃を計算する場合、その計算経路が環状線1周となるときは、その1周となる駅で、また計算経路の全部または一部が復乗となるときは、折り返しとなる駅で、それぞれキロ程を打切って計算する。</p> <p>(中略)</p>
<p>(キロ程を定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方) 第71条 キロ程を定めていない区間について、旅客運賃・料金を計算する場合は、次の各号による。 (1) 駅と駅との中間に旅客の乗降を認めるときは、その乗降場の外方にある駅発または駅着のキロ程による。 (2) 車内で、第264条の取扱いをする場合、取扱場所がその列車の停車駅と停車駅との中間にあるときは、その取扱場所の外方にある停車駅までのキロ程による。 注 第264条は、無<u>札</u>旅客に対する旅客運賃・増料金の収受に関する規定である。</p> <p>(中略)</p>	<p>(キロ程を定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方) 第71条 キロ程を定めていない区間について、旅客運賃・料金を計算する場合は、次の各号による。 (1) 駅と駅との中間に旅客の乗降を認めるときは、その乗降場の外方にある駅発または駅着のキロ程による。 (2) 車内で、第264条の取扱いをする場合、取扱場所がその列車の停車駅と停車駅との中間にあるときは、その取扱場所の外方にある停車駅までのキロ程による。 注 第264条は、無礼旅客に対する旅客運賃・増料金の収受に関する規定である。</p> <p>(中略)</p>

改正	現行																
<p>(旅客の区分およびその旅客運賃・料金)</p> <p>第73条 旅客運賃・特急料金等は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。</p> <table border="0"> <tr> <td>大人</td> <td>12才以上の者</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td>6才以上12才未満の者</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>1才以上6才未満の者</td> </tr> <tr> <td>乳児</td> <td>1才未満の者</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定による幼児において、次のいずれかに該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。</p> <p>(1) 幼児だけで旅行するとき</p> <p>(2) 団体旅客として乗車するとき、または団体旅客に随伴されるとき</p> <p>(3) 団体乗車券以外の乗車券を使用する6才以上の旅客に2人をこえて随伴されているとき。ただし、2人をこえた者だけ小児とみなす。</p> <p>(4) 指定を行なう座席を、幼児だけで使用するとき</p> <p>3 前項の規定は、乳児が前項第4号に該当する場合に準用する。</p> <p>4 前2項以外の場合、幼児および乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。</p> <p>5 特別急行列車の個室料金は、旅客の年齢によって区別しない。</p> <p>(中略)</p>	大人	12才以上の者	小児	6才以上12才未満の者	幼児	1才以上6才未満の者	乳児	1才未満の者	<p>(旅客の区分およびその旅客運賃・料金)</p> <p>第73条 旅客運賃・特急料金等は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。</p> <table border="0"> <tr> <td>大人</td> <td>12才以上の者</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td>6才以上12才未満の者</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>1才以上6才未満の者</td> </tr> <tr> <td>乳児</td> <td>1才未満の者</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定による幼児でも、次のいずれかに該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。</p> <p>(1) 幼児だけで旅行するとき</p> <p>(2) 団体旅客として乗車するとき、または団体旅客に随伴されるとき</p> <p>(3) 団体乗車券以外の乗車券を使用する6才以上の旅客に2人をこえて随伴されているとき。ただし、2人をこえた者だけ小児とみなす。</p> <p>(4) 指定を行なう座席を、幼児だけで使用するとき</p> <p>(5) 第140条の2の規定により、社が確保した座席を幼児だけで使用するとき</p> <p>3 前項の規定は、乳児が前項第4号、および第5号に該当する場合に準用する。</p> <p>4 前2項以外の場合、幼児および乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。</p> <p>5 特別急行列車の個室料金は、旅客の年齢によって区別しない。</p> <p>(中略)</p>	大人	12才以上の者	小児	6才以上12才未満の者	幼児	1才以上6才未満の者	乳児	1才未満の者
大人	12才以上の者																
小児	6才以上12才未満の者																
幼児	1才以上6才未満の者																
乳児	1才未満の者																
大人	12才以上の者																
小児	6才以上12才未満の者																
幼児	1才以上6才未満の者																
乳児	1才未満の者																
<p>(この章に規定する乗車券類の様式の変更または補足等)</p> <p>第184条 この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であつて、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売するときに、不足する事項または印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、裁断し、または入缺する等の方法によって補うものとする。</p> <p>2 乗車券類の様式は、必要によって、次の各号により変更することができる。</p>	<p>(この章に規定する乗車券類の様式の変更または補足等)</p> <p>第184条 この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であつて、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売するときに、不足する事項または印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、裁断し、または入缺する等の方法によって補うものとする。</p> <p>2 乗車券類の様式は、必要によって、次の各号により変更することができる。</p>																

改正	現行
<p>(1) 前条第1項に規定する表示事項 イ 表示事項の一部裏面表示 ロ 表示事項の配列の変更</p> <p>(2) 前各号以外の様式 イ 乗車券類の寸法の変更 ロ 表示事項の表示箇所、配列または表示方法の変更 ハ 表示事項の一部の省略または追加</p> <p>3 乗車券類の様式で、大人・小児に共用できる様式のものであっても、専用の様式のものを使用することがある。</p> <p>4 小児用等の乗車券は、次の各号に定める記号を関係券片の表面に影文字等をもって印刷する。 (1) 小児用の乗車券 「小」 (2) 学生割引用の乗車券（通学定期乗車券を除く。） イ 社線について割引となるもの 「社学」 ロ 旅客鉄道会社線について割引となるもの 「学」</p> <p>5 普通乗車券と特急券等とは、それぞれ1葉（連続して1葉としたものを含む。）のものとする^{ことができる}。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(車内特急券等の様式)</p>	<p>(1) 前条第1項に規定する表示事項 イ 表示事項の一部裏面表示 ロ 表示事項の配列の変更</p> <p>(2) 前各号以外の様式 イ 乗車券類の寸法の変更 ロ 表示事項の表示箇所、配列または表示方法の変更 ハ 表示事項の一部の省略または追加</p> <p>3 乗車券類の様式で、大人・小児に共用できる様式のものであっても、専用の様式のものを使用することがある。</p> <p>4 小児用等の乗車券は、次の各号に定める記号を関係券片の表面に影文字等をもって印刷する。 (1) 小児用の乗車券 「小」 (2) 学生割引用の乗車券（通学定期乗車券を除く。） イ 社線について割引となるもの 「社学」 ロ 旅客鉄道会社線について割引となるもの 「学」</p> <p>5 普通乗車券と特急券等とは、それぞれ1葉（連続して1葉としたものを含む。）のものとする^{ことができる}。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(車内特急券等の様式)</p>
<p>第213条 車内特急券等の様式は、次のとおりと^{する}。</p> <p>(1) 特別急行用（駅名式大人小児用） (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>第213条 車内特急券等の様式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行用（駅名式大人小児用） (略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>(旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし)</p> <p>第278条 旅客は、旅行開始後、次のいずれかに該当する場合は、かつ、その所持する乗車券が有効期間内のときは、1回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する理由がなくなった日の前日までの日数（30日を限度とする。）について乗車券の有効期間の延長を申請し、または</p>	<p>(旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし)</p> <p>第278条 旅客は、旅行開始後、次のいずれかに該当する場合は、かつ、その所持する乗車券が有効期間内のときは、1回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する理由がなくなった日の前日までの日数（30日を限度とする。）について乗車券の有効期間の延長を申請し、または</p>

改正	現行
<p>すでに支払った旅客運賃から、すでに乗車した区間の普通旅客運賃をさし引いた残額の払いもどしを、その旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として、乗車券1枚につき150円（連絡運輸の場合は、220円）を支払うものとする。</p> <p>(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき (2) 司法権または国会からの喚問その他これに類する行政権の発動によって旅行を中止したとき</p> <p>2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。</p> <p>3 定期乗車券・回数乗車券・団体乗車券または貸切乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。</p> <p>4 旅客は、第1項および第2項の規定によって乗車券の有効期間の延長の取扱を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行をふたたび開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受取るものとする。この場合、旅客が第1項の規定によって延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内にふたたび旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(列車の運行不能・遅延等の場合のその他の請求)</p> <p>第290条の2 旅客は、第282条、第289条<u>または第307条第4項</u>に規定する理由が発生した場合は、その原因が社の責に帰すべき理由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から第289条<u>または第307条第4項</u>に定める取扱いに限りて請求することができる。</p> <p>2 旅客は、列車等の運行不能もしくは遅延が発生した場合、<u>車両の故障等または第307条第2項の規定による手回り品の内容の点検もしくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたこと</u>により列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が社の責に帰すべき理由によるものであるか否かにかかわらず、一切</p>	<p>すでに支払った旅客運賃から、すでに乗車した区間の普通旅客運賃をさし引いた残額の払いもどしを、その旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として、乗車券1枚につき150円（連絡運輸の場合は、220円）を支払うものとする。</p> <p>(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき (2) 司法権または国会からの喚問その他これに類する行政権の発動によって旅行を中止したとき</p> <p>2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。</p> <p>3 定期乗車券・回数乗車券・団体乗車券または貸切乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。</p> <p>4 旅客は、第1項および第2項の規定によって乗車券の有効期間の延長の取扱を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものし、かつ、旅行をふたたび開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受取るものとする。この場合、旅客が第1項の規定によって延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内にふたたび旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(列車の運行不能・遅延等の場合のその他の請求)</p> <p>第290条の2 旅客は、第282条、または第289条に規定する理由が発生した場合は、その原因が社の責に帰すべき理由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から第289条に定める取扱いに限りて請求することができる。</p> <p>2 旅客は、列車等の運行不能もしくは遅延が発生した場合または車両の故障等により列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が社の責に帰すべき理由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。</p>

改 正	現 行
<p>の請求をすることはできない。</p> <p>(中略)</p> <p>(手回り品および持込禁制品)</p> <p>第307条 旅客は、第308条に規定するところによって、その携帯する物品を、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次のいずれかに該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p> <p>(1) 別表第4号に掲げるもの(以下「危険品」という。)および他の旅客に危害をおよぼすおそれがあるもの</p> <p>(2) 刃物(他の旅客に危害をおよぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。)</p> <p>(3) 暖炉およびこん炉(乗車中に使用するおそれがないと認められるものおよび懐炉を除く。)</p> <p>(4) 死 体</p> <p>(5) 動物(少量の小鳥・小虫類・初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、第308条第3項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬または同条第4項の規定により持ち込みの承諾を受けた動物を除く。)</p> <p>(6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの</p> <p>(7) 車両を破損するおそれがあるもの</p> <p>注1 別表第4号に定める適用除外の物品および第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないように措置することとする。</p> <p>2 前項ただし書<u>第1号または第2号の規定による物品の車内への持ち込みの防止その他車内および乗降場内の保安上の理由により</u>、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。</p> <p><u>3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。</u></p> <p><u>4 第2項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき(第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。)</u>は第282条第1項第1号イ、ロおよびハの</p>	<p>(中略)</p> <p>(手回り品および持込禁制品)</p> <p>第307条 旅客は、第308条に規定するところによって、その携帯する物品を、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次のいずれかに該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p> <p>(1) 別表第4号に掲げるもの(以下「危険品」という。)および他の旅客に危害をおよぼすおそれがあるもの</p> <p>(2) 刃物(他の旅客に危害をおよぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。)</p> <p>(3) 暖炉およびこん炉(乗車中に使用するおそれがないと認められるものおよび懐炉を除く。)</p> <p>(4) 死 体</p> <p>(5) 動物(少量の小鳥・小虫類・初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、第308条第3項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬または同条第4項の規定により持ち込みの承諾を受けた動物を除く。)</p> <p>(6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの</p> <p>(7) 車両を破損するおそれがあるもの</p> <p>注1 別表第4号に定める適用除外の物品および第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないように措置することとする。</p> <p>2 旅客が、手回り品中に危険品または前項ただし書第2号の規定による物品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。</p>

改正	現行
<p><u>いずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。</u></p> <p><u>5 第2項および第3項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。</u></p> <p><u>6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。</u></p> <p>注2 別表第4号は、危険品の品目、適用除外の物品に関する規定である。</p> <p>(無料手回り品)</p> <p>第308条 旅客は、携帯できる物品であって、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が、250cm以内のもので、その重量が30kg以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2mを超える物品は車内に持ち込むことができない。</p> <p>2 旅客は、前項の規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードについては、次の各号の1に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したものまたは折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの</p> <p>(2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの</p> <p>3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。</p> <p>(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行ない、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。</p> <p>(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネス（引具）をつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。</p>	<p>3 前項の規定によって手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。</p> <p>注2 別表第4号は、危険品の品目、適用除外の物品に関する規定である。</p> <p>(無料手回り品)</p> <p>第308条 旅客は、携帯できる物品であつて、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が、250cm以内のもので、その重量が30kg以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2mを超える物品は車内に持ち込むことができない。</p> <p>2 旅客は、前項の規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードについては、次の各号の1に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したものまたは折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの</p> <p>(2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの</p> <p>3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。</p> <p>(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行ない、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。</p> <p>(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネス（引具）をつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。</p>

改正	現行
<p>4 旅客は、小犬・猫・はとまたはこれに類する小動物（猛獣および蛇の類を除く。）で、次の各号に該当するものは、無料で車内に持込むことができる。</p> <p>(1) 他の旅客に危害をおよぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるもの <u>であって、3辺の最大の和が、120cm以内の専用の容器に収容したもの</u></p> <p>(2) <u>専用</u>の容器に収容した重量が10kg以内のもの</p> <p>注 旅客が、自己の身の回り品として携帯するかさ・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>4 旅客は、小犬・猫・はとまたはこれに類する小動物（猛獣および蛇の類を除く。）で、次の各号に該当するものは、無料で車内に持込むことができる。</p> <p>(1) 長さ70cm以内、最小の立方形の長さ・幅および高さの和が、90cm程度の容器に収容したもので、かつ、他の旅客に危害をおよぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるもの</p> <p>(2) 容器に収容した重量が10kg以内のもの</p> <p>注 旅客が、自己の身の回り品として携帯するかさ・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。</p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、2021年7月1日から施行する。